

滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

エネルギーに関する事項について知事直轄組織で一元的に対応するとともに、女性の活躍に関する事項について商工観光労働部で対応するため、滋賀県部等設置条例（昭和 30 年滋賀県条例第 30 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 知事直轄組織の分掌事務に、エネルギーに関する事項を加えることとします。（第 1 条関係）
- (2) 商工観光労働部の分掌事務に、女性の活躍に関する事項を加えることとします。（第 1 条関係）
- (3) この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県部等設置条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (知事直轄組織の分掌事務)</p> <p>第2条 知事直轄組織は、<u>広報および防災</u>に関する事項を分掌する。</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第3条 部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 商工観光労働部</p> <p>ア 商業および工業に関する事項</p> <p>イ 計量に関する事項</p> <p>ウ 観光に関する事項</p> <p>エ 労働に関する事項</p> <p>(追加)</p> <p>以下 省略</p>	<p>第1条 省略 (知事直轄組織の分掌事務)</p> <p>第2条 知事直轄組織は、<u>広報、防災およびエネルギー</u>に関する事項を分掌する。</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第3条 部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 商工観光労働部</p> <p>ア 商業および工業に関する事項</p> <p>イ 計量に関する事項</p> <p>ウ 観光に関する事項</p> <p>エ 労働に関する事項</p> <p>オ <u>女性の活躍に関する事項</u></p> <p>以下 省略</p>